従五位に叙する
矢土　忠男
正六位に叙する
三宅　雅久
石松　典男
木村　茂
従六位に叙する（各通）
佐藤　辨作
小野山一三　金子　廣美
従七位に叙する（各通）（以上二十九年十一月二十八日）
高野　清弘
従五位に叙する
石田　勝彦
岩浪　義澄
従六位に叙する（各通）
瀬利　英美　田中　昭吾
正七位に叙する（各通）
吉田　昭次
長谷川新二
従七位に叙する（以上二十九年十一月二十九日）
針塚友三郎
正六位に叙する
今中　清　中沢　武雄　山口　博實
従六位に叙する（各通）（以上二十九年十一月三十日）
（東京大学名誉教授）
松尾　浩也
正四位に叙する
二川　秋義
従七位に叙する（以上二十九年十二月一日）
吉井　秀信
正五位に叙する
高橋　剛
従六位に叙する
倉重　禮二
正七位に叙する（以上二十九年十二月二日）
勝沼　芳彦
正七位に叙する（二十九年十二月三日）
松村　昭典
正七位に叙する（二十九年十二月五日）

○叙勲

（帯広市議会議員）
山田驎太郎
旭日双光章を授ける（各通）
津幡　三男　横田　慈道　渡邉權三郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十三日）
中谷　譲二
旭日小綬章を授ける
佐久間浩治　津波古盛昇
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十四日）
羽尾　博隆
旭日双光章を授ける（二十九年十一月二十五日）
對馬　順一　三宅　康之
旭日単光章を授ける（各通）（二十九年十一月二十六日）
（名古屋大学名誉教授）
藤井　隆
瑞宝中綬章を授ける
高橋　國夫
瑞宝小綬章を授ける
小林　建夫　齋藤　五郎
坂野　喜太　中西　義治
瑞宝双光章を授ける（各通）
祝迫　哲郎　海老原　基
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十三日）
（大阪大学名誉教授）
森本　益之
瑞宝中綬章を授ける
家山　和夫　岡本　節子
小松　由徳　中田　博二
瑞宝双光章を授ける（各通）
塩見　一郎
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十一月二十四日）
安間　力
今野　公一　杉山　勝　大對　啓司
徳冨榮二郎　西岡　寛治　小林　誠
野村　茂　原口　謹郎　新田　實　武内　宗一
瑞宝双光章を授ける（各通）
土師　勲　原田　啓二　廣森　邦夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十五日）
青木　稔　川野眞次郎
城元　克則　田中　宏樹　河守田邦博
中村　夏實　萩原郁之介　千葉香乎里
松鵜　靖　堀　修吾
瑞宝双光章を授ける（各通）
今井　義文　瀬野　淨二
高橋　次男　丸山　保雄　三島　和夫
山田　哲男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十六日）
叶崎　勝一
瑞宝小綬章を授ける
相澤　淳二　安里　辰憲
下条　秀雄　森　清　植田　勝治
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊東　幸孝　熊谷　武
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十七日）
坂本　充生　松井　満
瑞宝双光章を授ける
金子　廣美　東内　武雄　新村　慶治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十九年十一月二十八日）
高野　清弘　山田農夫男
瑞宝中綬章を授ける
田中　昭吾
瑞宝双光章を授ける
寺崎　章夫
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十一月二十九日）
今中　清
瑞宝双光章を授ける
山口　博實
瑞宝単光章を授ける（以上二十九年十一月三十日）
二川　秋義
瑞宝単光章を授ける（二十九年十二月一日）
倉重　禮二　高橋　剛　吉井　秀信
瑞宝双光章を授ける（各通）（二十九年十二月二日）
勝沼　芳彦
瑞宝双光章を授ける（二十九年十二月三日）
松村　昭典
瑞宝単光章を授ける（二十九年十二月五日）

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第一号

公調委平成二十八年（フ）第四号・同二十九年（フ）第二号三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年一月四日

公害等調整委員会裁定委員会

事案の要旨

三重県尾鷲市中川三〇番一〇号

裁定申請人　株式会社橋本組

代表者　代表取締役　橋本　考也

三重県尾鷲市坂場西町一番一号

処分庁　三重県尾鷲建設事務所長

三重県津市広明町三二三番地の一

参加人　三重県漁業協同組合連合会

代表者　代表理事　湯浅　雅人

三重県尾鷲市港町三番六号

参加人　尾鷲漁業協同組合

代表者　代表理事　長野　規一

三重県尾鷲市大字大曽根浦八二番地

参加人　大曽根漁業協同組合

代表者　代表理事　西　善伸

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦三番地

参加人　三重外湾漁業協同組合

代表者　代表理事　淺井　利一

三重県尾鷲建設事務所長が平成二十八年八月五日付けをもって株式会社橋本組の岩石採取計画の認可申請に対してした不認可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める。

審理期日　平成三十年一月十八日午後一時三〇分

場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

四国地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十日に、吉野川水系河川整備計画を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

平成三十年一月四日

四国地方整備局長　平井　秀輝

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十九年十二月十九日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一